山口労働局における第一種圧力容器の製造時等検査業務を停止します。

労働安全衛生法の規定により、特別特定機械等※を製造し、若しくは輸入した者、厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又は使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働大臣の登録を受けた者（登録製造時等検査機関。以下、登録機関。）の検査（製造時等検査）を受けなければなりません。

ただし、登録機関として登録を受ける者がいないとき、登録機関が天災その他の事由により製造時等検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき、その他必要があると認めるときは、都道府県労働局長は、製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができることとなっています。

この制度が施行された平成 24 年度から現在に至るまで、登録機関の検査実施体制が十分でないこと等の理由から、山口労働局を含む一部の都道府県労働局は検査業務の全部又は一部を自ら行っていましたが、今般、県内における登録機関の検査実施体制が確保されたことから、山口労働局における第一種圧力容器の製造時等検査の業務を停止することとなりましたのでお知らせします。

１　停　止　期　日　　令和５年１月１日

２　対象特別特定機械　　第一種圧力容器

３　停止する製造時等検査　　溶接検査、構造検査、使用検査

４　登　録　機　関　　一般社団法人日本ボイラ協会　中四国検査事務所
広島市中区鉄砲町７－８　ＮＥＸＴビル３Ｆ
電話 082－221－8478　　FAX 082－223－8653
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会　山口事務所
山口市小郡高砂町３－26　ナガオビル 301
電話 083－973－3321　　FAX 083－973－3191

５　そ　の　他

(1)　停止期日以降は、山口労働局では第一種圧力容器の製造時等検査申請は受理できません。

(2)　停止期日前に山口労働局で受理した申請については、停止期日以降も完結するまで検査の業務を実施します。

(3)　停止期日前であっても、登録機関で製造時等検査申請を受付けています。停止期日以降の円滑な業務移行のため、登録機関への申請もご検討ください。

(4)　停止期日以降も山口労働局で引続き行う業務

①　ボイラーの製造時等検査の業務

②　製造許可に係る業務（製造及び検査のための設備の変更報告を含む。）

③　圧力容器構造規格に定める都道府県労働局長の認定の業務

④　ボイラー及び圧力容器等安全規則、圧力容器構造規格の解釈・疑義照会等の業務

※特別特定機械とは、ボイラー（小型ボイラーを除く。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）をいう。

問合せ先：山口労働局労働基準部健康安全課
山口市中河原町６－16　山口地方合同庁舎６階
電話 083－995－0373　FAX083－995－0376